

令和6年第3回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和6年9月17日（火）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
- （1）議案第2号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - （2）議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - （3）議案第4号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - （4）議案第9号 令和6年度白井市一般会計補正予算（第5号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
 - （5）閉会中の継続審査について
4. 出席委員 田 中 和 八 委 員 長・石 井 恵 子 副 委 員 長
岩 田 典 之 委 員・古 澤 由紀子 委 員
石 田 里 美 委 員・根 本 敦 子 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- | | |
|--------------|---------|
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 総 務 部 長 | 永 井 康 弘 |
| 企画財政部長 | 板 橋 章 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 祐 二 |
| 人 事 課 長 | 本 橋 真由美 |
| 秘 書 課 長 | 山 本 敏 行 |
| 公共施設マネジメント課長 | 鈴 木 教 之 |
| 危機管理課長 | 松 田 浩 明 |
| 企画政策課長 | 村 越 貴 之 |
| 財 政 課 長 | 富 田 宏 美 |
| 課 税 課 長 | 佐 藤 愛 子 |
| 障害福祉課長 | 石 田 典 子 |
| 子育て支援課長 | 相 馬 正 樹 |
| 保険年金課長 | 萩 原 靖 殖 |

7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松岡正純
主査補 會卓也
主事 金子直史

委 員 長 の 挨 拶

○松岡正純議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ち、田中委員長より御挨拶をお願いいたします。

○田中和八委員長 おはようございます。9月の半ばとはいえ、まだまだ暑い日が続いております。私が言うのもちょっと変なんですけど、お体に十分気をつけて乗り切っていただきたいと思います。

本日は、条例の制定、これが3点、それと補正予算、この4つが本日の議題でありますので、よろしく願いをいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

市 長 の 挨 拶

○松岡正純議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたりまして、各常任委員会に付託をされました11議案をそれぞれの各常任委員会において審議いただくこととなりました。本日の総務企画常任委員会では、議案第2号から議案第4号、議案第9号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目の4議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様には深い御理解と慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては田中委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○田中和八委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。

委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

委員、執行部の皆さんに申し上げます。発言の際は必ず挙手の上、委員長の指名に基づいて行って

ください。

これから、日程に入ります。

(1) 議案第2号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第1、議案第2号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 それでは、18ページ、農業センターの使用料についてお伺いいたします。ほかの使用料は10円単位で提示されていますが、農業センターだけ1円単位の表示、各会議室295円となっておりますが、利用実績、利用頻度等を兼ねて295円、利用率100%で原価計算をしているというのは承知しておりますが、295円に対して、例えば切捨てとかそういうことは考えなかったのでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 すいません、失礼いたしました。農業センターにつきましては、使用料相当分を掛けますと10円単位になるということで、今回の料金の設定とさせていただいております。

以上です。

○田中和八委員長 石田委員。

○石田里美委員 利用実績というのはどのぐらいあるんでしょう。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 失礼しました。昨年度の利用実績は3件でございます。

以上です。

○田中和八委員長 石田委員。

○石田里美委員 再度、お願いいたします。

○田中和八委員長 質問事項をもう一度。295円。

石田委員。

○石田里美委員 もう一度、295円の切捨て等を考えなかったんですかということも答弁をお願いいたします。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 それでは、お答えいたします。

すいません、いろいろと。農業センターにつきましては、原価のほうが320円ということで、今回、

同様の施設と合わせまして、消費税相当額を掛けた段階で料金が合うように、料金のほう、使用料のほうを設定しております。

それで、今回提案している金額に消費税相当分を掛けますと、同等の施設と金額が合うような計算としておりますので、今回端数出ておりますが、消費税相当分掛けますと、ちょうど同じ金額に合うということで提示をさせていただいております。

以上です。

○田中和八委員長 石田委員。

○石田里美委員 ほかの施設というと、なおさら10円単位かと思うんですけど。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

農業センターにつきましては、使用料条例のほうで制定をしているんですけども、使用料条例のほうは、外税形式ということで、税を掛ける、使用消費税相当分を掛ける前の金額で提案をさせていただいております。ほかの施設、指定管理の施設につきましては、利用料金ということで、税を掛けた後の金額で提示をしておりますので、使用料条例で設定している場合につきましては、条例で定めている金額に消費税相当分の割合を掛けまして、さらに10円単位の切捨てになって実際の使用料となるということになります。

ですので、今回295円ということで、条例のほう、金額の改正案として出させていただいておりますが、これに1.1を掛けて1円単位を切り捨てると、ほかの同等の施設と同額の設定になるということになっております。これが1円単位を条例の段階で省いてしまいますと、その辺の金額がずれてしまいますので、今回1円単位で条例のほうには提案させていただいているということでございます。

失礼いたしました。

○田中和八委員長 石田委員。

○石田里美委員 条例で定めた方法だということは分かったんですけど、ちょっと分かるような分からないような、複雑かと思ったんですけど、一応条例に則ってやっているということで、分かりました。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 今回の使用料の値上げ見直しに伴う条例に対して、市民から様々な値上げをしないでくれという要望が来ていると思うんですけど、それを把握していますか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

市民からの意見につきましては、先日の大綱的質疑でも答弁させていただいておりますが、全体で3件ほど、市のほうでは受けております。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑は。

根本委員。

○根本敦子委員 使用料を値上げする理由として、委託業者の歳入歳出が赤字なのを補填する意味もあるのでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 委託事業者というのが、どういう事業者のことを想定しているのかは少し分かりませんが、今回の使用料利用料金、手数料の見直しにつきましては、あくまでも受益者負担の公平性の観点から原価を計算しまして改正をさせていただいております。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 利用料を値上げすると、間違いなく市民の利用は減ると思います。市民の活動を減らさないような、どんな工夫をしますか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 今、利用料とおっしゃいましたが、〔「ごめんなさい、使用料」と言う者あり〕失礼しました。利用者、各センターの利用が減るというような理解でよろしいでしょうか。〔「はい、そうです」と言う者あり〕それにつきましては、使用料、利用料金を上げるという以前に、指定管理者制度あるいは直営の施設もそうですが、日々利用者が上がるような取組、工夫をして施設運営をしております。

ただ一方で、料金が上がることによって利用しにくくなるということがあるかもしれませんが、市としては、この利用料金、受益者負担の公平性という部分を市民のほうに説明をして、改めて指定管理者のほうにも説明をして、その辺、工夫なり、利用が増えるような取組についてしていただくような取組をしていきたいと思っております。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 使用料を値上げして、使用料の収入総額は増えると思込んでいますか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

利用者が変わらなければ、もちろん利用料金、使用料金というのは増えるかと思いますが、それが実際の令和7年度以降の利用者にどの程度影響があるかというのは、想定はしていないというか、見込んでおられません。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 令和5年度、令和6年度の検討資料で、歳出原価の見直し案の内容について確認です。

1 ページ目の、使用料、手数料の原価の算出についてコメント欄の1があるんですけど、ここでは、原価は利用料が100%に達したとき収支が一致すると定義しています。つまり、原価総額と利用総額が一致したときに初めて施設を使用しない人と公平になると考えているのですが、間違いはないですか。

○田中和八委員長 根本委員、1 ページ目というのは。

○根本敦子委員 ごめんなさい、これです。私の持っている資料です。

○田中和八委員長 資料に対する説明はアウトです。

○根本敦子委員 資料に対する説明というか、でも、ここで書いているのは。

○田中和八委員長 個人の方の提案された資料の説明というのは、執行部はできないと思います。市が出した資料であれば当然説明は可能なんです。

○根本敦子委員 現出原価及び見直しというのが、市が出している資料です。現出原価及び見直し案の内容ということで、市が出しています。コミュニティセンターとか、そういうところに出している資料です。ホームページの中で。ホームページに出ている算出原価の見直しに対してのあれです。

〔「議案に対しての質疑で何を言おうとしているのかよく分からない」と言う者あり〕ここで言っているのが、ここというか、市で出している資料が、原価は利用率が100%に達したとき収支が一致する額となると言っているんだけど、それは本当にそうなりますかという。

○田中和八委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○田中和八委員長 再開をいたします。

議案に対する、議案何ページの資料というような質問の仕方をよろしくお願いいたします。

質疑ございますか。

齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

原価が、利用率が100%になったときに原価とイコールに、収支が一致するということですが、基本的にはそういった考えで、利用料金、手数料を含めて算定をしておりますけれども、実際のところは、例えば減免の団体が使ったりとか行政が利用したりということもございますので、難しいところはございますが、基本的な考え方はそのとおりでございます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 今、受益者負担のことが出てきたので、お伺いしたいと思います。

提案理由のところに、本案は使用料、手数料及び利用料金を見直し、受益と負担の適正化を図るため、関係条例を整備するものでありますと書かれてあります。それは、最近の考え方は当然だと思うんです。市の行政に関しては、道路行政のように受益者負担を考えないものと、それから駐輪場や、今出されている貸室業務などのように、受益者負担を考えて料金設定するものと両方ありますけれども、私、平成17年ですか、古い例規集をちょっと見てみたんです。そうすると、使用料条例などのところも受益という文言が出てきておりません。当然あるんですけども、文言が出てきていない。最近、受益者負担ということがとみに言われるようになってきて、その背景というんですか、ここでも受益者負担、受益と負担の適正化という文言が出ておりますので、その変化と言うんですか、財政上とか社会変化とか、その辺のところ、これを出すように、前面に出すようになったところを少し御説明いただきたいと思います。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

使用料手数料の見直しにつきましては、使用料手数料の考え方というものがございまして、そちらが平成15年9月に制定をして、それ以後、使用料手数料、結果に基づいて算定をして計算をしております。

そちらの中に、もう平成15年の段階から、市民全体の負担の公平性の観点から施設を利用しない市民も税金という形で負担している市負担と、利用者が負担する受益者、利用者の負担の割合について考え方を明確にするということが述べられておりますので、年でいうと、これぐらいのタイミングから、恐らく考え方が、いろんな自治体でも示されていたのではないかと考えております。

現在の使用料手数料の見直しにつきましては、行政経営指針に基づきまして、行政経営改革実施計画にその取組も位置づけて、見直しを定期的に行っているところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 今の受益者負担のところなんですけれども、利用料の算出においては、1時間当たり原価と一致する、利用料が一致する場合、受益者負担率が100%としていますが、さっきの減免は除いて、100%としていますが、それは間違いないですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

時間当たりの原価と利用料が一致すると受益者負担率が100%としているのは、委員のおっしゃる

とおり、その考え方で現在見直しを進めております。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 利用料が、利用可能時間の時間数の50%の施設Aと、利用率10%の施設Bがある場合、施設を利用しない人と公平性はどちらが達成感が高いでしょうか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 達成度というのが少し分かりませんが、施設の比較というよりは、それぞれの施設につきまして原価を算出して、それで受益者負担率が100%となるような形で計算をしておりますので、利用率によってどちらの施設のほうが達成度が高い低いということは、市としては考えておりません。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 和室の稼働率は約20%です。レクホールの稼働率は50%以上ですが、利用しない人との公平感の観点から、どちらの利用料を上げるべきだと思いますか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

市としましては、それぞれの施設で受益者負担率が100%に近づくように見直しをしていきますので、それぞれのお部屋の利用率等はあるかとは思いますが、市としては両方とも見直しをすべきと考えております。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 指定管理者の募集に当たって、支出費目と人件費、それから施設管理費、事業費で構成されていますけれど、これは間違いないですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 指定管理者の募集の関係ですけれども、詳細は所管課じゃないので分かりかねますが、確認したところでは、人件費、施設管理費、事業費その他ということになっていると思います。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員、議案の全体のことを今、御質問されているんだろうとは思いますが、議案に対する質疑なので、極力そちらのほうの質問にお願いをしたいと思っております。

根本委員。

○根本敦子委員 駅前センターの物件費は、委託費1,714万円から1時間当たりの経費が686円に算出していますが、これは人件費相当分は引いていません。間違いないですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今回の原価の算出に当たりましては、指定管理者に指定をして管理運営をしていただいている施設につきましては、人件費分については、全て指定管理料の中で含めて物件費として計算をしております。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 すごく利用料に関係することなんですけれど、駅前センターの指定管理料の委託料、公民館の分が1,714万5,000円なんです。それで単価が686円。それに児童館の委託料が1,052万円で、1時間当たりの単価が421円。老人憩いの家の単価が701万円、それで単価が280円になるんです。これを全部足して、単価が1,388円ということで、利用料の単価を混ぜているように見えるんです、この資料からすると。資料、ごめんなさい、算出のところですよ。これは、本来だったら、児童館とか憩いの家というのは入らないはずなんですけれど、これはどう説明していただけますか。

○田中和八委員長 根本委員、指定管理の議案が出たときの質問じゃないかと私は思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

○根本敦子委員 でも、使用料を決めるお金に対して、すごく大事な。

○田中和八委員長 何を言っても駄目であれば結構でございますので、ただ、私はそう思います。

齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

駅前センターにつきましては、公民館それから児童館、老人憩いの家がございます、指定管理事業といたしましては、予算の関係でそれぞれ分けて計上しておりますけれども、指定管理料としては、それら全てを合計した金額となっております。

それで、今回原価を計算するに当たりましては、それぞれの提案の全体の面積に対する部屋ごとの按分で原価を計算しております。その際の指定管理料につきましては、3施設は予算上は分かれているものを全て、合計をした上で、計算をしております。

以上です。

○田中和八委員長 ちょっとお待ちください。ほかの方で、御質問、まだ続きそうなのであれば、先にお受けします。

石井副委員長。

○石井恵子副委員長 それでは、今回の使用料の見直しについて、市の考え方は大綱質疑のときにも伺いましたし、分かりましたが、うちの市のように、使用料手数料の見直しをきちんと、平成15年に制定した基本方針の下に考えているわけですけど、他市の状況というのは、どんな状況になりますか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

近隣市の使用料手数料の見直しの考え方ですけれども、こちらで確認したところ、近隣市につきましては、ほとんどのところで、やはり原則三、四年に一度見直すような形で、受益者負担について見直しを検討していくような考え方、方針なりが定められております。

ただ、いずれの市もコロナ禍がありますので、近年はその考え方に基づいて見直しをしているというところはないように聞いております。

以上です。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 そうしますと、白井市の場合は平成30年以来の見直しということですから、6年間、コロナが途中であったものですから、見直しがしたくてもできなかったんだろうとは思います。

では、市民の方の中に、自分の体を、しっかりと健康を保とうじゃないかという思いで、あるいは皆さんとのコミュニケーションをしっかり取っていこうという思いで、レクリエーションホール等々を使っていらっしゃる市民の方もたくさんいらっしゃると思います。その方たちにしてみれば、今まで1時間970円が1時間1,450円になるのは、とても2時間、3時間使うとなると負担が大きいとお考えになるのは当然だと思うんですが、ここら辺の減免のこととか、そこら辺のお考えはあるのかないのか伺います。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 それでは、お答えいたします。

大綱的質疑でもお答えしたとおり、市民のほうからは、約3件程度、市のほうに御意見等いただいております。そのうち2件につきましては、一般のサークル団体というか、市民団体に施設を利用されている方でありましたので、基本的には受益者負担の考え方、今回の見直しについてメール等で回答したところ、それ以降、1件については特に意見はございませんでした。もう1件の方については、現在もいろいろメールでやり取りを続けております。

それともう1点は、総合型地域スポーツクラブの方から御意見のほうをいただきまして、そちらにつきましては、実際にセンターを利用している際の利用について、非常に今回の値上げが圧迫になるというような意見もございまして、もう一度、減免制度のほうを、制度の見直しというか、振り返ったところ、外の競技広場とかテニスコートについては減免対象になっておりましたが、室内でやる運動というか、そういったものについては、従前のルールですと対象外になっておりましたので、今回改めて総合型スポーツクラブについては、その団体の性質とか成り立ちなんかを考えまして、各センターの利用についても減免対象にするように現在見直しを進めているところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 減免対象になるということで、うれしい回答をいただきました。でも、この原価計算はすごく大事なので、その対象にしようかどうか、元の値段の考え方というのが、さっきの質問でも答えていなかったんですけど、児童館とか老人憩いの家というのは無料ですよね。無料の委託料を白井駅前公園、レクリエーションホールのところにくっつけているということが、そう見えるんですけど、ここがおかしいと思うんです。どうですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

それぞれの施設で予算を分けるのは、あくまでも施設の目的に対して予算を明確化するために、3施設分割して持っておりますが、基本的にはその3施設合わせたもので、指定管理者には施設の維持管理等について指定をして運営をしていただいております。

ですので、それぞれの館を分割して考えるのではなくて、全体として施設の維持管理、それから、あそこに張りつくスタッフなども含めて経費として見まして、施設の総面積から、それぞれの該当する面積の割合に応じて経費を算出しているところです。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 おかしいと思います。〔「一般質問でやってよ。使用料手数料の見直しだから。一般質問じゃないから」と言う者あり〕でも、ここで、今みんな利用料が上がるということに対して、市民からはいろんな意見が出ているんです。その件に関して、この計算の仕方が明らかで、一般質問じゃなくてここできちっと計算の仕方を明らかにしてもらわないと。だって、市民条例、市の条例の中に児童館と憩いの家と図書館は無料だと出ているので、委託料をほかの施設、利用している施設に上乗せするというのは絶対おかしいと思うんです。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 申し訳ございません。ちょっと私の説明が至らなかったかもしれないので、改めて御説明させていただきたいと思います。

全体のそれぞれ児童館、それから公民館、さらに老人憩いの家、それぞれの施設で、予算上は分けております。ただ、それぞれの部屋の前価を計算するときには、全部合わせて、それぞれの面積案分に応じて前価を出しております。ですので、児童館は児童館として、もちろんそれ相応にかかる前価というのが出てきますけども、その分をほかの公民館のお部屋とか、有料のお部屋を利用される方のところに上乗せして利用料金を取っていると、計算をしているということではございません。

ですので、児童館分、老人憩いの家の分、それぞれもちろん前価はかかっているわけで、それ全ての部屋の前価を合計すると、施設全体の経費になってくるということになりますので、例えば公民館のお部屋を利用の方が、児童館の分のお部屋の前価分を上乗せされて、今回の例えばレクホールの利用料金を計算しているということではございません。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 後でまた聞きに行きます。様式1の使用料の計算のところでは納得いかないところがあるので、後でこれは聞きに行きたいと思います。

次にですけれど、コミュニティセンターなどの指定管理者募集要項の中で、歳入が3,412万で、歳出が人件費などの見込みで3,597万とあって、歳出のほうが多いんです。これだと、指定管理の人に委託するのでは採算合わないと思うんですけど、どう考えているのでしょうか。

○田中和八委員長 議案とちょっとずれていますよ。お話聞いていただけないのであれば仕方ないんですけども、その辺の判断は、発言者、考えて発言をしていただきたいと思います。あくまでも議案の内容について、絡んだものに対して。

○根本敦子委員 絡んでいます。

○田中和八委員長 それは遠くに絡んでいるということじゃないんですか。

○根本敦子委員 でも、使用料……。

○田中和八委員長 赤字でもできるんですかとか、そういう質問をするのはおかしいです。

○根本敦子委員 これは外します。

絶対原価計算とか、そういう計算の仕方をきちっとやってもらいたいというのが、それで納得するんだったら市民も納得すると思うんです。だけど、例えば、公民センターの天井の耐久年数を8年にして原価計算をして、すごく公民館の使用料が上がったという問題と、それから、同じように19年に空調設備を行って改修したときに、2,038万円だったんだけど、そのときの耐用年数を15年の原価計算でやったために、1時間当たりの原価が386円となったという、原価計算の仕方も、8年じゃなくて15年とか20年に変えれば、1人当たりの単価が少なくなると思うんです。だから、その計算の仕方も考えてもらいたい。そうすると、少しはみんなの使用量が減っていくと私は思うんですけど。〔「私の考えじゃなくて、質問して」と言う者あり〕 そうだと思うけど、どうですか。

○田中和八委員長 答えられますか。

齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

減価償却費につきましては、それぞれその施設の耐用年数というのがございますので、その年数で除して負担をしていかないと、その年の後にはまた新たに施設の入替えとか改修工事などが入ってまいります。

そうしますと、やはり適正な減価償却をする年数で見えていかないと、高齢の方がさらに負担を多く見るという形になってくると思いますので、現状では今の考え方のまま今後もやっていくということになるかと思います。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 ほかの施設では、青少年センターなどで減価償却費の算出についてですけど、当センターでは減価償却費の急激な上昇や耐用年数が過ぎて急激に経費が変動することを防ぐ工夫をしていると言っています。例えば、令和5年の償却が終了する非常用電源が令和6年に償却終了する、それから火災報知機の経費を計上しています。急激に、実際は減価償却期間が終わった後も使用を続ける施設があるので、公民センターの天井も償却期間は15年にしたほうがいいと私は思うんですけど、じゃない、だと思いますけど、どうですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 繰り返しになりますが、施設には適切に決められた耐用年数というのがございます。個別施設計画などもありますので、結果的に、費用平準化のために、耐用年数よりも状況を見て長く利用するということもあるかもしれませんが、基本的には、その決められた耐用年数で算出をしていくということが本来の形ではないかと思っております。

以上です。

○田中和八委員長 ちょっと根本委員、お待ちください。

ほかの方で質問ございません。よろしいですか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 単純明快です。改定しなかった場合、改正をしないでそのまま据え置いた場合、市の財政なり何なりにどんな影響を与えますか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 使用料手数料の見直しというのが、もともとは経費の回収という目的で行っているものではなくて、あくまでも受益と負担の公平性の観点からやっております。ですので、少なからず財政等の影響が出てくるかもしれませんが、基本的な考え方としましては、使用料手数料の見直しは、利用する人、利用しない人との公平性の観点からということで行っているところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 じゃ、もう1点だけ。

21ページの表を見ていただくとよく分かるんですけども、レクリエーションホールなどは、970円のが1,450円になっているんですけども、調理実習室の状況は、そのままの据置きになっているんです。その違いはどうして生じたのか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今回の見直しにつきましては、それぞれの利用するお部屋ごとに、経費のほう、原価のほうを算出

いたしまして、実際の現在の料金と比較をして、原価がそれを上回っているかどうかということで、利用料金使用料のほうを改正するかどうかを決めておりますので、今回改正に至っていないものにつきましては、原価のほうよりも、現在の利用料金、使用料と同等になっているということで、見直しの今回議案を提案させていただいております。

以上です。

○古澤由紀子委員 分かりました。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 さっき面積で分けているという話だったんですけども、駅前センターのことについてなんですけど、人員配置について5人配置されています。管理者1名、事務員1名、児童厚生員2名、図書館司書1名が配置されています。これらの算出に当たって、利用料の算出に当たって、児童厚生員や司書は除いていると考えていいんですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

先ほどと同じところになりますけれども、人件費につきましては、全て指定管理料に含めて計算しておりますので、人件費そのものを分けて計算しているということはありません。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 3つに分けている、今回物件費として人件費が入っていますよね。そうすると、駅前センターのそれぞれの公民館のいろんな施設と児童館と憩いの家というのが、5対3対2というふうに分けているとは聞いているんですけども、レクホールが、1時間当たりが1,500円に上がっているというのがどうしても納得できない。人件費相当と物件費分けている割には、さっき私、出したんだけど、公民館だけのあれだと500円ぐらいで済むのが1,000円高くなっているということが、ちょっとよく分からないんです。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 繰り返しになりますけれども、今回の使用料手数料、利用料金含めて、各センターの原価を計算するに当たりましては、センターの場合は、それぞれの全体の面積に対して指定管理料の総額がかかっているということで考えておりますので、それぞれの施設ごとのお部屋ごとに、全体の経費で割り返しをしております。ですので、細かく見ていけば、それぞれの部屋ごとの予算というのはあるのかもしれませんが、あくまでもそれは、どの職員がどれ専任ということではなくて、全体で管理をしていただいているという認識で計算をしておりますので、レクホールならレクホールにかかっている費用というのは、指定管理料全体のうち、その施設全体のうちのレクホールの面積の部分のみを原価として計算をしているところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 先ほど古澤委員も言っていましたけど、レクホールが1,500円で値上げになっていて、調理室が据置きになっているということで、計算どおり、床面積でみんな割ってちゃんとやるんだったら、みんな上がるはずなのに、上がるどころと上がらないところが出てきて、それはどうしてレクホールだけがこんなに上がるのかというのを聞きたいです。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

今例に出ました調理室等につきましては、調理室というのは一般の会議室などと異なりまして、シンクとか調理設備、防音設備、備品などの購入費などが、いろいろ必要になってまいります。それらに伴う光熱水費なども原価に付加すべきところですが、当該経費の算定が困難であり、計算が難しいということで、今回につきましては、料金のほうを据え置くということで、結論を出しております。

以上の結果から、今回は据置きということにしております。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 ということは、シンクとか調理設備の購入費とか、どれだけかかったのか結局分からないから、その分は原価計算に入れなかったということですよね。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 それでは、お答えいたします。

今回、調理室につきましては、原価を算定したところ、現行料金720円のところが469円ということになっております。これは、全体に比べて面積のほうがかなり小さいお部屋ということもあるんだらうと思っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、シンク、そういった経費と、それから、基本的にはガスを使ったりとか電気を使ったりとかという光熱水費がかかる場所ですが、その分の経費を見ることが非常に難しかったということで、据置きという結論に至ったところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 今、平均原価が469円と出ていました。算出が困難だから据え置いたじゃなくて、分からないんだったら、この原価下がったんだから、その分利用料を下げてもいいんじゃないですか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 それでは、お答えいたします。

今回据置きにした理由は、先ほど申し上げた理由に加えまして、基本的には指定管理者の施設であるということで、原価を利用料金が上回っている場合については、利用料金を下げますと、指定管理

者にとってみてはコスト削減努力に見合う収入が得られなくなって、結果的に指定管理料の上昇が見込まれるということもありましたので、今回に関しては据え置いたというところでございます。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 納得いかないんですけど、結構原価下がっているところがあるので、いいです。

都市公園競技場の件なんですけれども、野球場の中木戸公園と南山公園と運動公園が同じグループになっているんです。中木戸公園と、その3つの施設は全部野球場なんですか。運動公園がすごく単価高いんです。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 今回、見直しの提案をしております中木戸公園、南山公園、白井運動公園の競技広場については、多目的広場、よく野球等で使われている場所でございます。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 だから、運動公園の2,180円という単価が、ほかは458円なんですけど、運動公園が2,180円で、その3つを平均して1,032円としているんです。何で同じ野球場なのにこんなに高いのかというのが聞きたいんです。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 すいません、手元に資料がございませんので、確認をさせていただきたいと思っています。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 文化センターの中ホールというのは9時から12時までの原価が4万118円でした。平均の利用料が5,670円です。これは文化芸術の振興等団体の育成のために14%と低く抑えられているんだと思います。公民館利用も、健康寿命を延ばすとか、医療費や介護保険料を下げることに大いに貢献しているはずですよ。印西市のように無料にしてくれとは言いませんけれども、先ほども減免を検討すると言っていましたけど、半額か据置きにしてほしいというのが私のあれなんですけど、据置きにするという考えはありませんか。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 それでは、お答えいたします。

使用料手数料、利用料金につきましては、利用する方と利用されない方の受益の負担ということで料金を設定しております。先ほどお話にあった減免等につきましては、そもそも減免というのは、利用に際しての例外規則ということで考えておりますので、一般の利用の方に関しましては、現在の利用料金、使用料金で利用していただくということで考えております。

以上です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 最後に、利用料金がなぜ値上げになったのかというのが、さっきも質問したんですけど、よく分からなかったんです。上げる理由を市民に広報でお知らせしただけで、結果、こうなるというだけで、みんなびっくりしちゃっているんですけども、こういうわけで値上げするんだということを市民に周知しているのかという。結果だけでなく。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

広報につきましては、紙面上載せられる記事に制約がございますので、ホームページ等では詳しいところを入れているところでございます。

それから、7月15日号につきましては、決まりましたというお知らせというよりは、今後、原価がこれだけかかって、これだけの料金で見直しをしていきたいということで、事前の周知ということでお送りさせていただいているところでございます。

ですので、それに基づいて御意見いただいたところは、反映できる内容に関しては反映していこうということで検討した結果、今回、議案として提出させていただいたところです。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

まだ少し続きそうですか。

○根本敦子委員 これで最後です。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 先ほども総合型地域クラブの人たちからの要望書というのが市に上がっていきまして、紹介にもあったんですけど、そのほかにも利用者から3件ぐらいあったというけど、ほかにはないというんですけども、なぜこんなに値上げになるんだということとか、市民や担当部局がきちっと説明する気があるのか。ホームページだけでは分からないということと、議会さえ通ればそれでいいと考えているのかという声とか、職員には、市民のことが頭にはないんじゃないとか、指定管理者の収入を増やすために値上げしたいのかとか、いろんな意見が出ています。これに対して、みんな値上げに対しては、非常に今後、自分たちの、公民館というのは健康寿命を延ばしたりとか、医療費や介護費を下げることに非常に貢献しているので、ぜひこういう市民の声を反映しながら、最後の運動公園と回答していないんですけども、私はこの原価計算の仕方、利用料について疑問がありますので、もう一度計算し直してもらいたいと思って終わります。要望します。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 すいません、先ほどお答えできておりませんでした競技広場の原価の関係で回答させていただきます。

運動公園の多目的広場の原価が高い理由ですけれども、基本的には施設が新しいということがござ

いまして、建設費等の減価償却費がまだ残っております。一方、南山等については、古い施設ですので、新規建設費、当時の減価償却は全て終わっておりまして、改修をやっている部分については増えておりますけれども、そういったところで大きな違いが出ているところです。

以上です。

○田中和八委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。

これで議案第2号、質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は11時10分。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○田中和八委員長 会議を再開いたします。

これから議案第2号に関する討論を行います。

反対討論の方。

根本委員。

○根本敦子委員 使用料の見直しについて反対します。

税金を市民のために使うのかどうかというのがここのポイントだと思います。今回の改定案は、物価高騰の中、実質賃金や年金が下がって市民生活は大変苦しいです。市は市民参加の文化活動、スポーツ活動や高齢者の健康寿命を延ばす政策を行っています。今度の値上げは、その政策から真っ向から矛盾するものだと思います。また、今回の値上げについて、市民への理由を説明していません。受益者負担の原則というなら、税金を納めている市民負担をこれ以上負担させるべきではないと思います。特に、高齢者への配慮が必要です。

減免を検討するということは評価ができると思います。しかし、今回の原価計算の仕方がどうもやっぱり分かりませんでした。ちょっと後で聞きに行きたいと思います。

今回の改定算出は、再度算出し直すことを望みます。

それから、利用料値上げで利用が減ると思います。市民が利用しやすい価格設定を要求して反対にします。

○田中和八委員長 賛成討論の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第2号は原案のとおり可決するに賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第2、議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

根本委員。

○根本敦子委員 この受給券を受け取る対象者は何人ぐらいいますか。市に何%ぐらい。

○田中和八委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

白井市重度心身障害者の医療費助成に関して、受給券の発行数については、令和6年3月31日現在673人となっております。

○田中和八委員長 根本委員。

○根本敦子委員 これは、障害者だけでなく、一般の人たちの被保険者証をなくして受給券にするということも含まれていますよね。障害者だけですか。

○田中和八委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

今回のこの医療費助成の関係の重度心身障害者の医療費助成のことについて、1度整理させていただきます。

重度心身障害者、児もそうですが、病院にかかった際の医療費保険診療分の自己負担を助成するものでございます。対象の方については、身体障害者手帳1、2級の所持者、療育手帳の最重度と重度の方まで、精神障害者保健福祉手帳1級所持の方となっております。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は原案のとおり可決するに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 ありがとうございます、起立多数です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第4号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について

○田中和八委員長 日程第3、議案第4号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

石井副委員長。

○石井恵子副委員長 議案第4号は、既に御説明をいただいています固定資産税の非課税の適用を受けようとするものがすべき申告に係る規定において、私立学校法から引用条項がずれているから、この条項を変えろというものなんですが、いま一度、私立学校法の一部がどんなふうに改正になったのかというところを伺います。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

私立学校法の改正の概要ということで、幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るために、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手续ですとか、理事会及び評議委員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定、それから理事等の特別背任罪等の罰則についての規定などを定めることとして大幅な改正があったものです。

改正そのものは大幅に行われていますが、税条例で引用した部分につきましては条ずれのみですの
で、税条例の内容に変更はございません。

以上です。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 そうしますと、市内でこの私立学校、幼稚園やなんかが該当するのかと思います
ですが、該当する施設はどれぐらいありますか。

○田中和八委員長 佐藤課税課長。

○佐藤愛子課税課長 お答えします。

今回の条例の56条の部分で該当する施設については、今は10施設把握しております。

以上です。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。

これで討論は終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方、御起立をお願い
いたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第9号 令和6年度白井市一般会計補正予算(第5号)のうち総務企画常任委員会が所掌
する科目について

○田中和八委員長 日程第4、議案第9号 令和6年度白井市一般会計補正予算(第5号)のうち総
務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いをいたします。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。14ページ、1款議会費については、現員現給です。

14ページから16ページ、2款1項総務費、総務管理費、男女共同参画推進費を除くについて質疑ございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 14ページの下段から15ページの上段にかけて、文書管理に要する経費の中の備品購入費について伺いたいと思います。

これ、電子決裁、令和7年度からの電子決裁の文書管理システムに必要な備品をということですが、ディスプレイ以外にどのような備品を考えているのか、お願いします。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 それでは、お答えいたします。

文書管理に要する経費の備品でございますが、主に今委員のおっしゃられたとおり、ディスプレイが約410台、それから文書管理システムを入れるに伴いまして、今後紙からデータでやり取りをする機会が増えるということで、スキャナーを15台購入する予定としております。さらに、モニターを置くときに既にモニターを2台使っているような税の部署であるとか、そういった部署がございますので、そういったところにモニターを新たに置くときに使用するアームのような補助器具を大体48台程度見込んでおります。さらに、合わせて電話スタンドを購入するということで、合計で966万円ということになっております。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 この電子決裁の種類というのは、どのようなものを考えているんでしょう。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

来年度から導入する予定としております電子決裁につきましては、基本的には通常文書に関しての決裁を、紙ではなくて、電子、データ上でやり取りをするものでございます。ただ、財務会計、伝票等につきましては、少しさらに研究が必要ということで、通常事務の電子決裁の状況などを踏まえながら、もう少し、あと1年程度遅れて導入ということになっております。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 来年度からのことなんですけども、業者は介すんですけど。要は、業者に払う手数料とかそういうのはないんですけど。

○田中和八委員長 齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 お答えいたします。

事業者、電子決裁のシステムそのものについては、現在今、契約行為を進めているところで、具体的な導入につきましては来年度からになります。ですので、今年度に関しましては、その事業者に支払いをするということはありません。ただ、契約行為と準備行為がございますので、継続費ということで設定はさせていただいております。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

齊藤総務課長。

○齊藤祐二総務課長 失礼いたしました。今、継続費と申しましたが、債務負担行為の設定の誤りでございます。失礼いたしました。

○田中和八委員長 ほかに質疑ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 それでは、先に進ませていただきます。

16ページ、2款2項。

岩田委員。

○岩田典之委員 申し訳ない、もう1回戻っていいですか。

○田中和八委員長 結構です。

○岩田典之委員 15ページ、まだありました。申し訳ない。

中段のPRに要する経費のことです。ふるさと納税で、サイトを増やすということだと御説明があったんですが、確かに今、ふるさとチョイスと、それからふるなびと楽天でふるさと納税をやっていると思うんですけども、ほかにどのようなサイトを考えているのでしょうか。

○田中和八委員長 山本秘書課長。

○山本敏行秘書課長 お答えします。

こちらについては、今年度中にアマゾンがふるさと納税事業に参入する予定になっておりますので、そちらのサイトを使うことを想定しております。

以上です。

○田中和八委員長 石井副委員長。

○石井恵子副委員長 すいません、15ページでいいですか。

○田中和八委員長 結構です。

○石井恵子副委員長 すいません。15ページの一番下の財産管理のところで伺います。

庁舎等管理に要する経費だったか、保健福祉センターなどの突発的な支出に備えてという今回の補

正だったと記憶しているんですが、これまでにどんな工事がもう既になされているのか、伺います。

○田中和八委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木教之公共施設マネジメント課長 お答えいたします。

これまでの工事につきましては、保健福祉センター内での緊急呼出装置更新工事及び保健福祉センター駐車場車止め設置工事の2件を実施しております。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 16ページ、2款2項徴税費について質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 17ページ、2款4項選挙費及び2款5項統計調査費及び2款6項監査委員費、これについては現員現給でございますので、何かこのところで質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 それでは、19ページ、3款1項6目国民健康保険費繰出金及び3款1項7目介護保険費繰出金及び20ページ、3款1項8目後期高齢者医療費繰出金について質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 25ページ、4款3項上水道費について質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 28ページ、7款4項1目都市計画総務費、公営企業への補助及び出資、及び8款消防費について質疑ございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 4目の災害対策費のことで伺いたいと思います。

初め、備品購入費66万6,000円ですけれども、これは本部員の防災服を購入するということですが、これは何人分なんでしょうか。

○田中和八委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えいたします。

防災服については、災害対策本部員等の分で22名分を予定しております。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 今現在は、役員の防災服はあるんですよね。もしあるのであれば、それは何年前に購入したものなんでしょうか。

○田中和八委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えします。

防災服のほうは現在配備されておりませんので、初めての購入になります。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 分かりました。初めて本部役員の防災服を購入ということは分かりました。

その下のところですけども、消耗品費 8 万 8,000 円、これは防災訓練実施のための災害医療活動とか啓発に必要な消耗品を買うということだけでも、この具体的な消耗品というのはどういったものなんでしょうか。

○田中和八委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えします。

消耗品費の詳細につきましては、2 月 2 日に実施予定の総合防災訓練において、啓発ポスターなどのパネルや炊き出し訓練等で使う衛生上の使い捨て手袋、あとは災害用活動用のトリアージタグや救急セット等を予定しております。

以上です。

○田中和八委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうすると、それは、今回といいますか、来年の 2 月 2 日の防災訓練のために、それ以降も、要は使い捨てという話がありましたけど、1 回きりのものと考えてよろしいわけですね。

○田中和八委員長 松田危機管理課長。

○松田浩明危機管理課長 お答えします。

総合防災訓練で使うものになりますけれども、引き続き残っているものは使用可能となります。

以上です。

○田中和八委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 それでは、先に行かせていただきます。

33 ページ、11 款公債費について質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 次に、歳入について質疑を行います。

11 ページ、1 款市税及び 10 款地方特例交付金及び 11 款地方交付税について質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 同じく 11 ページ、15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、及び 15 款 2 項 5 目消防費国庫補助金について質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 12ページ、16款2項6目消防費県補助金及び19款繰入金について質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 13ページ、22款市債について質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 次に、総務企画常任委員会が所掌する継続費補正について質疑を行います。

6ページをお開けください。

公共施設等総合管理計画改定事業及び公共施設個別施設計画改定事業について質疑ございますか。
よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 次に、総務企画常任委員会が所掌する地方債補正について質疑を行います。

8ページ、道路橋梁整備事業及び小学校施設改修等事業及び臨時財政対策費について質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立お願いをいたします。

〔賛成者起立〕

○田中和八委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり可決されました。

(5) 閉会中の継続審査について

○田中和八委員長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をしたいと思います、こ

れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中和八委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、総務企画常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでございました。

閉会 午前11時34分